

認 定 通 知 書 (名 宛 人 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認 定 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる物品に 該当する・ 該当しない。
2. 理由
3. 留意事項
 - (1) 上記 1 において該当するとされた貨物については、不服申立てができる期間中は原則として、下記 (2) ①から③の処理を行うことができます。
 - (2) 当該貨物について不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸入することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸入することができます。
- ③ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、「任意放棄書」（税関様式 C 第 5380 号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))